第
五
<u></u>
+
五
号
<u>ග</u>
五
様式
#
11
阼
則
第
グ ト
_
条
\mathcal{O}
の
関
1-1-
(係)

令和	年寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税额	額控除に係る「	申告特例日	申請書
令和	年 月 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		整理番号			
	未示路山川	文 殿	フリガナ			
住 所			氏 名			
			個人番号			
電話番号			生年月日	明・大・昭 平・令		
		:の個人番号(行政手 記定する個人番号をい			るための番-	号の利用等
「特例控除 額控除に係	対象寄附金」とい	第37条の2(第314条 う。)について、同? 下「申告の特例」とい	去附則第7条第	第1項(第8項)	の規定によ	る寄附金税
		Fに変更があった場合 書を提出してくださレ		対象年の翌年の1	月10日までは	こ、申告特
各- 該 く	号のいずれかに該当 当する場合にあって なります。その場合	と受けるために申請を 当する場合には、申告 には、同号に係るもの 合に寄附金税額控除の 三申告書又は市町村日	5特例対象年は ○に限る。)は ○適用を受ける	こ支出した全ての こついて申告の特 るためには、当該	寄附金(同2例の適用は 寄附金税額	項第4号に 受けられな 空除に関す
1. 当団	体に対する寄降	対に関する事項				
	寄附年月			寄附金	額	
令	和年	月 日				円
申告の		こ関する事項 るための申請は、① ぞれ下の欄の□にチ			ることができ	きます。①及
① 地方	税法附則第7条第	1項(第8項)に規定	定する申告特付	列対象寄附者であ	る	
	地方税法附則第7条 と見込まれる者をい	第1項(第8項)に います	規定する申告	特例対象寄附者と	は、(1)及び(2	2)に該当す
(1) 申	特例控除対象寄附金 告書を提出する義務が	を支出する年の年分の がない者又は同法第121				
に 税	- 特例控除対象寄附金を ついて、当該寄附金を	を支出する年の翌年の に係る寄附金税額控除(该申告書の提出がされ)	の控除を受ける	目的以外に、市町	村民税・道府	f県民
② 地方	税法附則第7条第	2項(第9項)に規定	定する要件に	該当する者である		
特件	例対象年の1月1日	第2項(第9項)に から12月31日の間に くは特別区の長の数	申告の特例のi が5以下であっ	適用を受けるため	の申請を行っ	う都道府県
令和	年寄附分	 市町村民税 道府県民税	かでください。) 寄附金税額	 控除に係る申告	特例申請書	受付書
住所					受付	日付印

受付団体名	
-------	--

【ワンストップ特例申請】添付書類確認チャート

添付書類は、正しい組み合わせ(下記の3パターンのいずれか)でご用意ください。

<u>マイナンバーカード</u> をお持ちですか



はい

A ①マイナンバ

①マイナンバーカード(写し)(両面)

個人番号確認書類 マイナンバーカード(写し)(裏面) 本人確認書類

マイナンバーカード(写し)(表面)







それぞれコピーして、別紙「確認書類貼り付け用紙」に貼付してご提出ください

いいえ

公的機関発行の <u>顔写真付き</u> <u>本人確認書類</u>* をお持ちですか

- * 顔写真付き本人確認書類
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・療育手帳
- ·特別永住者証明書
- ·精神障害者保健福祉手帳

パターン **R**

①マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し) ②免許証(写し)もしくはパスポート(写し)等の顔写真付き書類

個人番号確認書類

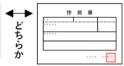
マイナンバー通知カード(写し)もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)

本人確認書類

免許証(写し)もしくは パスポート(写し)等

マイナンバーが記載されている面を コピーしてください





必ず<u>写真・氏名・生年月日</u>が 見えるようにコピーしてください





それぞれコピーして、別紙「確認書類貼り付け用紙」に貼付してご提出ください

※本人確認書類は、上記の例に限らず、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者 証明書でも問題ございません。

※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用いただけません。裏面に住所変更などの追記がある場合には、必ず裏面のコピーもご提出ください。

いいえ



VECUSABLE ON K

①マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し) ②健康保険証及び年金手帳など公的機関が発行する書類の写し(2点以上)

個人番号確認書類

マイナンバー通知カード(写し)もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)

本人確認書類

健康保険証及び年金手帳など 公的機関が発行する書類の写し(2点以上)

マイナンバーが記載されている面を コピーしてください



必ず<u>氏名</u>・<u>生年月日</u>が 見えるようにコピーしてください

健康保険証、年金手帳など





それぞれコピーして、別紙「確認書類貼り付け用紙」に貼付してご提出ください

|※②に該当する本人確認書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳などです。 |※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用いた |だけません。裏面に住所変更などの追記がある場合には、必ず裏面のコピーもご提出ください。

【ワンストップ特例申請】確認書類貼り付け用紙

健康保険証や年金手帳の写しを送付される場合の注意点





■ 健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合

保険者番号並びに被保険者記号及び番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

■ 年金手帳の写しを送付される場合

基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は、	貼り付けせず、	A4もしくはB5サイズ	にコピーしてそのま	ま同封してください。

寄附をした年の**翌年1月10日(必着)まで**にご提出ください。

ワンストップ特例申請書 記入例

整理番号

提出時は、マイナンバー(個人番号)に関する本人確認書類を必ず添付してください。 ※同封の「添付書類確認チャート」をご確認の上、「確認書類貼り付け用紙」に本人確認書類を 貼付してください。

寄附した年をご記入ください

月 10

〒294-8601

0470-22-3147

提出日を ご記入ください 年寄附分

令和

住 所

雷話番号

市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第 五 + 五

様

#

<u>KH</u>

押印は不要です

フリガナ 館山 渚 氏 名 千葉県館山市北条1145-1 1 2 3 4 5 6 7 8 個人番号 9 0 1 明·大·昭 平·会 生年月日 29 5 3

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号 に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載してください。

太枠内の項目全てを漏れ なくご記入ください

あなたが支出した地方税法第37条の2 (第314条の7) 第2項に規定する特例控除対象寄附金 (以 「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必

上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特 例申請事項変更届出書を提出してください。

申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項) 各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に 該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられな くなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関す (注2)

四 関

係

る事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附日と寄附金額をご 記入ください

寄附年月日	寄附金額
令和 4 年 6 月 1 日	10,000 F

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当す

①と②のどちらも該当する場合にのみ、ワンストップ特例の申請が 可能です。該当しない方は、確定申告をしてください。

法第120条第1項の規定による を除く。)の規定の適用を受け

分の市町村民税・道府県民税 外に、市町村民税・道府県民 権定申告書の提出を含む。)を

要しない者

地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

切り取り線以下は、 未記入で構いません

7税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告 象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県 T又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(E n	n	Ħν	ĥ	<i>to</i> 1	いで	2	10	×	L	,	
(9)	"	ДX	9	190		1	/-	$^{\circ}$	٧	0	

市町村民税 令和 年寄附分 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住	所		受付日付印
氏	名	殿	

受付団体名

その年のふるさと納 税による寄附先が、 5 自治体以下である ことが見込まれる場 合にのみチェック

確定申告をする必要が ない方が、ふるさと納

税による寄附を行った

場合にのみチェック